

○古河市学校運営協議会規則

令和5年3月1日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、古河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、古河市立学校設置条例（平成17年条例第142号）に規定する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。

- (4) 施設管理、施設設備等の整備に関すること。
- (5) 学校、保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (6) その他対象学校の校長が必要と認める事項。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に沿って、学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員)

第6条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 対象学校の校長は、委員を教育委員会に推薦することができる。

4 教育委員会は、前項の規定による推薦があった場合は、これを尊重して委員を任命するよう努めるものとする。

5 委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

6 委員に支給する報酬及び費用弁償は、古河市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、委員(第6条第2項第4号及び第5号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の中から定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した議長以外の委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めなければならない。

(学校運営等に関する評価)

第13条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

(住民等の参画の促進等のための情報提供)

第14条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者、当該対象学校の所在する地域の住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において行う。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は

協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に招集される会議は、第10条第1項の規定にかかわらず、対象学校の校長が招集する。